

※地域生活課題とは？

(社会福祉法第4条第3項より)
住民及び世帯が抱える、①福祉・介護・介護予防・保健医療・住まい・就労・教育に関する課題、②日常生活におけるあらゆる分野の活動への参加機会を妨げる様々な課題(地域社会からの孤立など)を言います。

その取組の一環として、令和7年8月22日(金)、県と県内の社会福祉関係者・団体等が、福祉を取

推進委員会では、県民が抱える地域生活課題や、社会福祉事業の推進に関する課題について調査研究、情報共有などを行っています。

特集

官民協働による地域生活課題の解決と 地域活動の担い手の確保を実現するために

～秋田県地域福祉推進委員会活動報告～



り巻く課題について意見交換や協議を行い、官民の連携による課題の解決と秋田県における地域活動の担い手の確保に向けたブランドデザインを描くことを目的に、「秋田県地域福祉行政懇談会」を開催しましたので、当日の内容をご紹介します。

民生委員・児童委員活動への協力促進と
定数基準等の整理について

秋田県民生児童委員協議会

これまで、地域住民の身近な相談相手、関係機関へのつなぎ役として尽力してきた民生委員・児童委員(以下「民生委員」という。)は、3年ごとの一斉改選のたびに欠員が増加し、平均年齢も高くなる傾向にあります。

その要因は、人口減少や少子高齢化に加え、定年延長等、働き方の変化が挙げられます。今後、民生委員の担い手を安定的に確保していくためには、就労との両立をしやすくする取組が不可欠です。

そこで、県内の企業・法人等に対して、そこで働く職員・社員が民生委員に就任することへの協力や、働きながら民生委員活動を行う場合の、休暇取得奨励等の職場環境整備などについて、知事の立場から協力促進のメッセージを発信していただくよう要望します。

また、今年は一斉改選の年ですが、令和10年の改選を見据えて、今回の改選後の状況や現場の民生委員の意見について、市町村に権限移譲されている事務とは別の視

点で、県の主導により広く聴取していただき、定数基準や選任基準の柔軟な見直しや効果的な候補者の選出方法等について、抜本的な観点から整理して市町村に御提示いただくよう要望します。

県からの「コメント」

民生委員の担い手確保がなかなか難しい現状の中では、就労しながら活動できる環境整備というのが非常に重要になると考えています。

まず第一段階として商工三団体である県商工会議所連合会、県商工会連合会、県中小企業団体中央会への働きかけを行ってまいります。

職場や上司の理解が非常に大事だと思しますので、そうした面でも県としてできることをぜひ考えたいと思います。

また、定数基準、選任基準、選出方法に関する御提案をいただいています。定数基準については、国の方から世帯数に応じて何名というように具体的に示されているものの、あくまでも参酌基準であり、必ずしもそれに縛られるものではないと思います。もしこの点に

において各市町村の認識や現場の民生委員との意見に相違などがあれば、県としても助言させていたただく余地があると思います。

また、定数については各市町村から要望を取りまとめるのがまず最初になるわけですが、ここ何回かの改選の状況を見ても、人口動態が変化している中であって、ほとんど定数が変動していません。

市町村から定数の要望をいただいたときの県の関わり方として、増減があった場合はその理由や状況を確認することはありますが、前回と同じ定数の要望だった場合は、県としてはあまり関与せずそのまま条例化しています。

今回ご要望にあつたとおり、次の令和10年の改選に向けては、そのあたりにもう少し県としても関与し、市町村のほうで十分検討した上で出された定数要望であることを前提としつつも、県なりに助言を行ったり、相談に乗ったりというところにもっと力を入れていきたいと考えています。

私どもとしても非常に大きな課題だと思っていますので、その際は皆様のご意見なども伺いながら、より良い方向に進めるように

考えていきたいと思しますので、御協力をよろしくお願いします。

災害ボランティアセンターの設置・運営に
関する協定の締結等について

市町村社会福祉協議会連絡協議会

市町村と当該市町村社会福祉協議会との発災時における災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定締結の更なる促進のため、地域福祉推進委員会から未締結の市町村に対して協定を締結するよう要望を行うとともに、締結済みの市町村についても災害救助法改正等に応じた更新を行うよう要望することとしています。

つきましては、県からも市町村に対し協定締結について働きかけていただくとともに、法改正等に応じた協定の更新について市町村にご助言くださるようお願いいたします。

また、災害救助法の対象経費として「福祉」が明確に位置付けられたものの、同法の対象外となる費目等については、これまでも協議のうえ必要に応じて行政による経費負担をしていたいただいているところであり、今後も災害の規模

等を勘案のうえ、引き続き柔軟な対応をいただけるようお願いいたします。

県からの「コメント」

県と市町村の協働政策会議、消防本部防災担当課長会議など、市町村担当部局が集まる様々な機会を活用してこの協定締結について強くお願いをしていきたいと考えています。

災害ボランティア活動に関する費用負担について不明瞭な部分があったことは長い間課題とされてきました。令和2年度の内閣府の通知により、災害ボランティアセンターの運営に関わる社協職員の間外手当と、被災地外の社協から応援に駆けつける職員の旅費については災害救助法の負担対象として明確にされているところで

す。今回の災害救助法の改正により、福祉サービスの提供が対象費用として位置づけられました。が、災害ボランティアセンターについては、先ほど挙げた人件費と旅費を除いた消耗品費等の諸費用は、未だ明瞭になっていない状況です。

市町村の財政事情もありますので、県として費用負担の割合まで踏み込んでお願いするというのはなかなか難しい状況ではありますが、協定の締結については今後も強く市町村に依頼をして、全ての市町村で締結される日が到来するように取り組んでまいりたいと考えています。

全ての子どもが平等に保育を受けるための
市町村格差の是正と保育提供体制の維持

秋田県保育協議会

障害児保育における保育士の加配に対する補助が十分ではないという点、市町村によって大きな差がある点などについて、昨年度県が行った調査で明らかとなりました。

このような市町村の裁量による事業については、高い水準の自治体に合わせられるような情報提供、情報共有を行っていただくとともに、それでもなお著しい格差が生じているような場合には、県として資金面も含めた何らかの支援を講じていただくよう要望します。

また、人口減少地域においても

安心して子どもを産み育てることが出来る環境を担保するために、市町村が責任を持って保育提供体制の計画的な整備、保育・教育施設の維持等に積極的に取り組んでいただくよう要望を行うこととしておりますが、県としても御理解と御支援をいただくようお願いいたします。

県からの「コメント」

県が昨年度実施した保育施設・保育士等実態調査では、障害児保育に関する補助制度について、補助の要件や補助金額等に市町村間のばらつきがある状況が分かりました。そうした中で、それぞれの保育施設においては、限られた人員の中で工夫しながら、子どもの状況に応じてきめ細かな保育をいただいております。大変感謝しています。

実態調査の結果は、保育施設、保育団体、市町村と共有し、県のホームページ「美の国あきたネット」にも掲載し、公表しています。補助のあり方について調査結果を共有したことにより、補助内容を見直したところが4市町ありましたので、県としては情報を共有

して他の市町村の状況を知るというのは大変有意義であると思います。

県と市町村の担当者会議の場で現在の市町村の補助の状況、施設の困っていることなどについて市町村とともに改めて共有、再確認し、市町村に対しては支援が足りているかどうかについての十分な検証と、必要に応じた見直しなどを呼びかけていきたいと思えます。

また、それぞれ保育施設の実態などについて現場の声を聞くとともに、現在都道府県独自の補助制度等について情報収集を行っているところであり、その内容も研究しながら、市町村と連携して県としての支援のあり方を考えていきたいと思えます。

各市町村においては、将来を見据えた保育提供体制について地域の出生数の見込みなどを立て、関係者の意見なども踏まえながら検討し、子ども・子育て支援事業計画に反映しているものと考えます。

県としては、市町村のそうした計画に基づいた保育提供体制の整備や保育・教育施設の維持等に資

するよう引き続き情報提供に努めるとともに、相談等に対応していきたいと考えています。

地域活動活性化に向けた施策展開と
活動者への支援について

秋田県民生児童委員協議会・市町村社会福祉協議会連絡協議会

少子高齢化、人口減少の中で、これまで地域住民の生活を支えてきた民生委員や、町内会・自治会、老人クラブ等の互助組織などが減少の一途をたどっており、そうした地域における活動の担い手の確保が年々困難になっています。

このままでは、担い手を地域に求めていくという社会や制度の構造そのものが揺らいでしまうことから、従来の枠組みを超えた視点による地域活動の活性化や、これまで想定されていなかった層などの新たな活動者の確保が喫緊の課題となっています。

また、現在の地域活動者を支えるためにも、重層的支援体制整備事業への取組の加速化や、行政、関係機関による支援体制の強化も重要となります。

新潟県では、地域、企業、行政が協力して高齢者を支える趣旨で



秋田県地域福祉推進委員会 中村委員長

見守り協定を締結する事例がありますが、こうした取組は、民生委員や町内会・自治会等が担ってきた見守り活動の負担軽減にもつながり、結果として担い手を確保しやすくすることも期待されます。

秋田県としては、地域活動の活性化と担い手の確保、活動者に対する支援について、将来的なグラウンドデザインをどのように描いていくのか、お考えをお聞かせください。

県からの「コメント」

地域活動の担い手の確保が現実的に非常に難しくなってきた中で、「支える側」と「支えられる側」という今までの概念ではなく、みんなで支え合う、地域共生社会

を早期に作り上げていくことが求められています。

地域共生社会の実現は本当に大きなテーマですが、県としても令和6年度から11年度までの第3期地域福祉支援計画において、基本理念を「ともに支え合い、ともに創る地域共生社会の実現」として、全ての県民が世代や分野を超えてつながり、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていくという目標を掲げて取り組んでいます。

関連する様々な施策を一つ一つ効果的に実施していくことによって実現に近づけていく、というのが我々のスタンスになります。

国庫補助事業である重層的支援体制整備事業は11市町村が取り組んでおり、複雑化・複合化した課題を抱える住民一人も取りこぼさないという理念の下、どこかで相談を受け付けられ、それが必ず必要な支援につながっていくという体制を目指すもので、各市町村社協の方でも非常に頑張っていただいていところとあります。

先ほどの要望にもありました、民生委員の担い手の確保に関連して、いかにして民生委員の負担を

軽減していくか、民生委員が担っていたことをみんなでやっていく体制をどうやって作っていくかという視点が非常に大切なのだろうと考えています。

ただ、地域共生社会というものはまだまだ県内では浸透していないというのが我々の認識です。

みんなで支え合う社会というのはこういうものだということを、一人でも多くの方に知っていただくということがまず当面我々ができることのひとつと考えており、今年度も引き続き、そうした取り組みを行ってまいります。

※このほか、社会資源としての社会福祉施設等の維持、生活支援コーデイネーターに対する支援のあり方についても協議が行われました。推進委員会では、今後も国の動向や県内の状況に注視しながら、調査研究や行政とのパートナーシップの構築に向けた提言・政策要望を行ってまいります。
要望・回答の詳細はホームページでご覧いただけます。



知的障がい児者・発達障がい児者(自閉症児者を含む)の 生サポは 家族の安心を支えます

●日常生活に関する相談支援 ●就労に関する相談支援 ●権利擁護に関する相談支援 の3事業を実施しています。

主な補償内容

病気やケガで入院したとき
入院給付金

※プランによって補償します

賠償責任を負ったとき
個人賠償責任補償

ケガをしたとき
死亡・後遺障害・入院・通院・手術／各保険金
(地震・噴火・津波によるケガも対象)

虐待・逮捕・勾留に対応するとき
弁護士費用等補償

※プランによって補償します

病気で死亡したとき
疾病葬祭費用保険金

※プランによって補償します

就労中に他人にケガをさせたり
物を壊してしまったとき
職業従事中事故対応費用補償

※プランによって補償します

※上記は概要ですので詳細は下記までお問い合わせください。

生活サポート総合補償制度は…

全国で約15.7万人※のみなさまにご利用いただいている補償制度です。

※2024年11月時点

AIG損保の普通傷害保険

生活サポート総合補償制度

特定障害者福祉団体傷害保険特約、弁護士費用等補償特約、
職業従事中事故対応費用補償特約、地震・噴火・津波危険補償特約セット

保険のお問合せはこちら

■担当代理店・扱者

株式会社 ジェイアイシー 北東北支店

〒020-0034 岩手県盛岡市盛岡駅前通15-20

東日本不動産盛岡駅前ビル5F

TEL: 019-622-4778 FAX: 019-622-4788

受付時間: 午前9時～午後5時

(土・日・祝日・年末年始を除く)

■引受保険会社

AIG損害保険株式会社

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

盛岡支店

〒020-0015 岩手県盛岡市本町通3-18-45 AIG盛岡ビル7階

TEL: 019-651-0584

受付時間: 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

ご入会のお問合せはこちら

秋田県知的障害児者生活サポート協会

〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 秋田県社協内

TEL: 018-838-0947 FAX: 018-838-0948

当会にご入会いただくと、
知的障がい児者、
発達障がい児者(自閉症児者を含む)の
ための病気やケガの
総合補償制度をご利用いただけます。

●生活サポート総合補償制度の主な特長●

- ▶入院給付金は既往症の病気、てんかんも補償。
- ▶全国の団体を通じてのご加入のため、多数割引が適用され、個人加入の場合に比べて保険料が割安です。
- ▶取扱代理店は、知的障がい児者や発達障がい児者(自閉症児者を含む)への保険の販売において、30年以上の実績があります。